**解散公告**

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

熊本県菊池市泗水町永四五四六番地七

アサヒカード株式会社

代表清算人　藤本　祐介

**解散公告**

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

熊本市保田窪本町四番五七号

株式会社ユニコム

代表清算人　藤本　祐介

**解散公告**

当社は、平成二十三年三月二十八日開催の株主総会の決議により平成二十三年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕一八八〇番地

悠木産業株式会社

清算人　北里　耕亮

**解散公告**

当社は、平成二十三年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

宮崎市学園木花台南二丁目九番地一三

有限会社学園不動産研究所

清算人　樋口　芳子

**解散公告**

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

沖縄県宜野湾市伊佐二丁目一九番一二号

株式会社宜野湾ホテル開発

代表清算人　金指　正夫

（連絡先　東京都港区高輪三丁目五番二三号ＳＩＡ高輪台ビル五階）

**解散公告（第一回）**

当財団法人は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当財団法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号東北大学素材工学研究所内

財団法人素材工学研究会

代表清算人　早稲田嘉夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月二十八日開催の理事会の決議並びに福島県知事の承認を得て、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

福島県福島市渡利字七社宮一一一番地

財団法人福島県傷痍軍人会

代表清算人　奥野　義章

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十三年三月三十一日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

茨城県古河市下大野二二四八番地

古河市土地開発公社

清算人　鈴木　源一

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月十六日開催の総会の決議により同月三十一日をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

埼玉県桶川市鴨川二丁目一九番八号

社団法人埼玉県園芸協会

清算人　野口　洋子

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都町田市中町一丁目二八番一八号

特定非営利活動法人こども・人権たねまき

清算人　関野　由美

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都千代田区三番町七番地一朝日三番町プラザ五〇三

特定非営利活動法人日本葬祭情報管理協議会

清算人　中村　麻美

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

石川県珠洲市野々江町セの部一七番一地珠洲市健民体育館内

財団法人珠洲市スポーツ振興事業団

清算人　橋本　良助

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

京都市上京区寺之内通堀川東入ル百々町五五七番地

財団法人茶道文化振興財団

清算人　関根　秀爾

**解散公告（第一回）**

当公社は、国土交通省四国地方整備局長の認可を受け、平成二十三年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

香川県高松市松島町一丁目一七番二八号

香川県住宅供給公社

清算人　高木　孝征

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年一月十八日開催の理事会及び評議員会の決議により、平成二十三年三月三十一日茨城県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

茨城県北相馬郡利根町布川一二七四番地一

学校法人生芝学園

清算人　生芝美恵子

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

川口市領家五丁目一番四三号

財団法人川口市学校給食協会

代表清算人　新海　今朝巳